

令和3年度後期高齢者医療制度について

今年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月14日(水)に発送しました。

8月から保険証の負担割合が変更となる方には、新しい保険証を簡易書留で7月15日(木)に発送します。

◆自己負担の割合

医療費などの自己負担の割合は下表のとおりです。自己負担の割合は前年の所得の状況に応じて毎年見直されるため、有効期限前でも自己負担の割合が「1割」から「3割」、または「3割」から「1割」に変更になることがあります。世帯全員が住民税非課税の場合は、「限

度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得1・2に該当する方は「限度額認定証」の交付(要申請)を受けることができます。

すでに認定証をお持ちの方で、今年度も基準に該当する方には、7月下旬に新しい認定証を普通郵便で発送します。☎保険年金課 高齢者保険係 ☎042-497-2050 ※確定申告期限の延長期間内に申告を行った方がいる世帯の場合、保険証の負担割合、認定証の負担区分、保険料額が変更となる場合があります。変更となった際は、改めて通知します。

Table with 3 columns: 負担割合, 負担区分, 判定基準. It details the criteria for different burden ratios (3割, 1割) based on household income and tax status.

清瀬市まちづくり基本条例(一部改正案)について説明会を開催します

清瀬市まちづくり委員会は「清瀬市まちづくり基本条例」に基づく市長の附属機関として設置され、平成15年より運用されてきました。設置後15年が経過したことをきっかけとして改めて運用面を見直すため、令和元年より、委員を経験した方々による検討会

を開催し、このたびその意見を取りまとめ、条例の一部改正案(下表参照)を作成しましたので、説明会を開催します。☎7月30日(金)午後6時~7時 場 市役所本庁舎 ☎企画課市民協働係 ☎042-497-1803

一部改正案による改正事項

Table with 2 columns: 改正前, 改正後. It lists changes to the committee's composition and term limits.

多摩北部広域子ども体験塾

~たまろくまの探検隊・謎解きミュージアム~

清瀬市、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市立の小・中学校に冊子を配布します。多摩北部それぞれのまちの魅力を再発見しながら謎解きに挑戦してみませんか? 夏季プログラムの謎を解いた方には、秋季プログラムの応募だけでなく先着で記念品のプレゼントがあります。詳細は、各学校に配布される冊子または多摩六都科学館ホームページをご覧ください。【実施プログラム】①夏季プログラム=5市まち歩き謎解きプログラム(セルフ式) ②秋季プログラム=謎解きプラネタリウム、

謎解きナイトミュージアム(参加型) ☎①左記の5市に在住・在学の小・中学生②秋季プログラム当選者とその保護者(1組2人) 各回50組100人 ☎①7月24日(土)~8月31日(火)②謎解きプラネタリウム=10月9日(土)・30日(土)午後5時30分~6時30分、ナイトミュージアム=11月6日(土)・12月25日(土)午後5時30分~7時 場 ①清瀬市内・小平市内・東村山市内・東久留米市内・西東京市内など②多摩六都科学館 ☎多摩六都科学館 ☎042-469-6100、企画課企画調整担当 ☎042-497-1802

住宅改修に伴う固定資産税の減額

①耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修減額

定められた条件を満たす耐震・バリアフリー・熱損失防止(省エネ)改修を行った家屋については、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度の当該家屋に係る固定資産税額が減額されます(期間内に申告ができなかったことについて、特段の事情があると認められる場合はこの限りではありません)。なお、耐震改修または熱損失防止(省エネ)改修が、長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は、減額割合が拡充されています。

◆耐震改修=昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、令和4年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう改修を施し、一定の要件に該当する場合

◆バリアフリー改修=新築された日から10年以上経過した住宅で、令和4年3月31日までにバリアフ

リー改修を施し、一定の要件に該当する場合

◆省エネ改修=平成20年1月1日以前から所在する住宅で、令和4年3月31日までに省エネ改修を施し、一定の要件に該当する場合

②要安全確認計画記載建築物等の耐震改修家屋の減額

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、令和5年3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修を行った場合、施工完了日から3か月以内の申告により、翌年度から2年間、当該家屋に係る固定資産税額が減額されます。

☎課税課固定資産税係 ☎042-497-2042



詳しくはこちら



詳しくはこちら

8月の無料相談

☎=予約 ☎=直接 ☎=電話

Table listing various free consultation services (e.g., legal, real estate, tax) with columns for name, date, location, and contact info.

リサイクル情報 (無料・先着順)

★さしあげます: 新生児用紙おむつ(3S)、木製ダイニングテーブルセット(6人用)、ラタン長イス(3人用) ★ゆづってください: 今回はありません ☎7月15日午前9時から電話で消費生活センター ☎042-495-6211へ

清瀬市公式Instagram

「#清瀬コレクション」「@city\_kiyose」をつけて写真を投稿しよう!

詳しくはこちら



清瀬、東大和を中心に北多摩の魅力を発信中! Instagramマガジン「キタマガ」

詳しくはこちら

